

8 用語の解説

【第1章】計画策定の意義

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(国の指針)

介護保険法第116条第1項に基づき国が定める指針(厚生労働省告示)で、市町村及び都道府県はこの指針に即して介護保険事業(支援)計画を策定するものとされている。

なお、老人福祉計画の策定については、厚生労働省老健局長通知により、介護保険対象外のサービスに係る目標を定めるにあたって参酌すべき標準が示されている。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、日常生活の場において包括的に支援・サービスを提供する体制(住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供)。

新オレンジプラン

厚生労働省が関係省庁と共同して平成27年1月に策定した認知症施策推進総合戦略。認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことを基本とし、七つの施策の柱と目標を設定している。

高齢者福祉圏

都道府県介護保険事業支援計画において定めることとされている介護給付等のサービスの量の見込みを定める単位となる圏。設定にあたっては、二次医療圏と一致するよう努め、医療介護総合確保区域と整合が取れたものとする事となっている。

【第2章】高齢者の現状と将来推計

【第3章1節】

地域包括ケアシステム構築のための支援

地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援、地域課題の解決を図るため、サービス資源の開発、専門機関や住民組織・民間企業等のネット

ワーク化による、社会基盤整備を行う。市町村は、政策課題を介護保険事業計画に位置づけ、地域包括ケアシステムの実現へとつなげる。

地域包括支援センター

包括的支援事業等を行い、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援することを目的とした施設(介護保険法第115条の46)。市町村が設置主体であるが、包括的支援事業の実施の委託を受けた者も設置できる。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取り組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言(地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築など公民協働で福祉課題の解決を図るための提言)等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う者。

広域支援員

地域ケア会議の趣旨・目的の普及活動、地域包括支援センターの業務評価方法に関する助言、広域的な連絡会議の開催など、地域ケア会議等の活動を支援する者。地域包括支援センターの機能の強化のために、大阪府が委嘱し市町村へ派遣している。

地域医療介護総合確保基金

消費税増加分を財源として、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進する新たな財政支援制度(基金)。介護保険事業支援計画、保健医療計画等との整合を図り、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進していく施策を実施。介護分野では、地域密着型サービスの整備推進、介護人材の確保と資質の向上等の事業が対象となる。

在宅療養支援診療所

単独または他の病院・診療所等と連携を図ることで、24時間往診や訪問看護が可能な体制を確保している旨を届けている診療所

在宅療養支援病院

在宅療養支援診療所と同様に、単独または他の病院・診療所等と連携を図ることで、24時間往診や訪問看護が可能な体制を確保している旨を届けている病院

地域包括ケア病棟

急性期治療を経過した患者及び在宅において療養を行っている患者等の受け入れ並びに患者の在

宅復帰支援等を行う機能を有し、地域包括ケアシステムを支える役割を担う病棟又は病室。平成 26 年度診療報酬改定において新設された。

医療ソーシャルワーカー（MSW）

医療ソーシャルワーカー（Medical Social Worker 略してMSW）は、経済・社会・心理的な悩みについて相談を受け、問題解決の援助等を行う専門職で、病院や老人保健施設などに配置されている。

地域連携クリティカルパス

入院から自宅まで、適切な医療等を受けられるように、患者や関係する医療機関等で共有する診療計画。診療にあたる複数の医療機関が、役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に提示・説明することにより、患者が安心して医療を受けることができるようにするもの。

小地域ネットワーク活動

地域の寝たきりや一人暮らし高齢者、障がい（児）者、及び子育て中の親子等支援を必要とするすべての人が安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動。市町村社会福祉協議会の内部組織として概ね小学校区ごとに設置されている「地区福祉委員会」（名称は地域により異なります。）によって実施。

ハンセン病回復者

かつて、ハンセン病になり、治った人。平成 8 年に「らい予防法」が廃止されるまで、国は、患者の強制隔離収容を基本としたハンセン病対策を続けてきた。平成 21 年 4 月、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が、強制隔離政策による被害の回復を目的として施行された。同法において、ハンセン病回復者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備、偏見と差別のない社会の実現、福祉の推進、名誉の回復等のための措置を講ずることについて、国や地方公共団体の責務が明記された。

自立相談支援機関

自立相談支援機関は、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を提供するため、地域のネットワークを構築しながら、チームによる支援を実施する中核的な機関。機関に配置される支援員は、主に相談支援業務のマネジメントや社会資源の創出と連携を行う「主任相談支援員」、「相談支援員」、「就労支援員」の 3 職種である。

隣保館

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うもので、社会福祉法に基づく社会福祉施設である。

街かどデイハウス事業

地域の施設や民家を利用し、住民参加型で高齢者の自立支援の場を提供することを目的に、NPO など市民団体が運営している。原則として、介護認定を受けていない高齢者が利用できる。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

市民後見人

認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない方に親族がいない場合、同じ地域に住む住民が公的機関による養成研修を経た後に、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う一般市民。

大阪後見支援センター

大阪府社会福祉協議会に設置されている「大阪後見支援センター」では、認知症・知的障がい・精神障がい等により、判断能力が十分でない方の権利と財産を守るため、権利擁護に係る地域支援相談事業や、福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理を行う、日常生活自立支援事業を実施。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域において自立した生活を送ることができるよう、専門員・生活支援員が「福祉サービスの利用援助」「日常的金銭管理サービス」等を行う事業。

市町村長申立て

65 歳以上の者（65 歳未満で特に必要があると認められるものを含む）、知的障がい者、精神障がい者について、本人の意思能力や家族の有無、生活状況、資産等の状況等から判断して、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、市町村長は後見開始の審判の請求ができる。

身体拘束ゼロ

サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用

者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為を行ってはならないと大阪府条例に定められている。

「当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

大阪府高齢者虐待予防サポートファイル

ケアマネジャー等日頃から高齢者に関わっている介護従事者が虐待につながる可能性のある高齢者本人や養護者(家族)の日常の変化にいち早く気づき、支援することで高齢者虐待を未然に防ぐことを図るもの。

「高齢者本人の変化に着目した指標」と「養護者の変化に着目した指標」を実践者が活動の中で指標としてまとめたものを活用する。

【第3章2節】

認知症高齢者等支援策の充実

認知症ケアパス

認知症の人への状態に応じた適切なサービス提供の流れを提示するもので、その作成と普及を推進することで、認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で安心して暮らし続けることができることを目指している。

地域ごとに標準的な認知症ケアパスを策定し、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を、あらかじめ、認知症の人とその家族に提示することが必要である。また、各自治体は必要となるサービスの量、内容を把握し社会資源の拡充を目指すことが求められる。

認知症ライフサポートモデル

認知症の人への医療・介護を含む統合的な生活支援の意味であり、医療と介護等が相互の役割・機能を理解しながら、統合的な支援に結びつけていくことを目指す認知症のケアモデルである。

疾病及び体調の管理、日常生活の支援、自己決定に関わること等の総合的な支援、早期から終末期まで地域社会の中で支えていく継続的な関わりを基本に生活支援を中心とする支援を目指している。

認知症サポート医

認知症にかかる地域医療体制構築の中核的な役

割を担うとされている医師。具体的には、(1)都道府県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案(2)かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役・アドバイザーとなるほか、他の認知症サポート医(推進医師)との連携体制の構築(3)各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力が主な役割となっている。

認知症見守りSOSネットワーク

徘徊による事故を未然に防止するために、徘徊高齢者を早期に発見するシステムの構築や地域における見守り支援の強化を行っていくことが重要との観点から、警察や消防などの公的機関や、電車・バス・タクシーなどの交通機関、コンビニ、ガソリンスタンドなど身近な生活に関わる事業者等の参加により、推進会議を設置し、早期発見のための連絡網の整備、搜索・発見のためのシステム。

大阪府内 36 市町村において構築されている。

認知症疾患医療センター

認知症についての専門医療相談、鑑別診断、身体合併症・周辺症状の急性期対応、かかりつけ医との連携、患者・家族への介護サービス情報の提供と相談への対応、医療情報の提供等の介護サービスとの連携を行う医療機関。

【第3章3節】

安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり

高齢者の居住の安定確保に関する法律

高齢者の居住の安定確保のために国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同して基本方針を策定し、都道府県が基本方針に基づき高齢者の居住の安定の確保に関する計画を策定すること、サービス付き高齢者向け住宅の登録制度、終身賃貸事業の認可制度等について定められている。

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の都道府県知事への登録制度が国土交通省・厚生労働省の共管制度として、平成 23 年度に創設された。

登録の要件として、床面積(原則 25 m²以上)、便所・洗面設備等の設置、バリアフリーであること、サービスを提供すること(少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)、高齢者の居住の安定が図

られた契約であること、前払家賃等の返還ルール及び保全措置が講じられていることなどがある。

高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者向け優良賃貸住宅は、バリアフリー化された民間賃貸住宅で、入居資格は、(1)高齢者単身世帯(60歳以上)、(2)高齢者夫婦世帯(夫婦のいずれかが60歳以上)、(3)高齢者親族世帯(世帯全員が60歳以上)で、収入制限がある場合もある。

有料老人ホーム

高齢者を入居させ、以下の(1)～(4)のサービスのうち、いずれかのサービス(複数も可)を提供している施設。(1)食事の提供、(2)介護(入浴・排泄・食事)の提供、(3)洗濯・掃除等の家事の供与、(4)健康管理の供与。設置に当たっては都道府県知事等への届出が必要。なお、設置主体は問わない(株式会社、社会福祉法人等)。

要配慮者

災害時に限定せず一般に、その自主的生活及び活動にあたり「特に配慮を要する者」を意味する。具体的には高齢者、障がい児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の疾患を有する者、外国人等をいう。

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者をいう。

避難行動要支援者支援プラン

高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難支援体制等について、その基本的な考え方や進め方を明らかにした市町村の計画。避難行動要支援者支援対策に係る全体計画、個別計画で構成する。全体計画とは、支援の対象となる避難行動要支援者の範囲、避難行動要支援者の名簿を作成に関する役割分担、避難行動要支援者の支援体制等について、地域の特性や実情に応じて記述しているものをいう。個別計画とは、災害発生時に避難行動要支援者の避難支援等を円滑に行うための必要な情報を、避難行動要支援者一人ひとりについて個別に記述しているものをいう。

避難行動要支援者支援プラン作成指針

市町村が災害時において避難行動要支援者に対して実効性のある支援を適切かつ円滑に行えるよう、「避難行動要支援者支援プラン」の策定及び避難行動要支援者名簿の作成を行うにあたり役立つ

よう府が作成したもの。

福祉避難所

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

【第3章4節】

健康づくり・生きがいくくり

リハビリテーションの理念

リハビリテーションとは「権利・資格・名誉の回復」であるとされている。具体的には、障がいや要介護状態のために人間らしく生きることが困難な人の「人間らしく生きる権利の回復」であって、単にこれまでできていたことをできるようにするという過去の生活への復帰ではなく、より積極的に将来に向かって新しい人生を創造していくことである。

リハビリテーションは、生命・生活・人生のすべての側面に働きかけ、その人の持つ潜在能力を引き出し、生活上の活動能力を高めていくことであり、それにより豊かな人生を送ることも可能となる。

健康寿命

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間とされている。平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある不健康な期間を意味する。

年齢調整死亡率

都道府県別に、死亡率を比較すると、年齢構成に差があるため、高齢者の多い都道府県では高くなり、若年者の多い都道府県では低くなる傾向がある。このような年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整しそろえた死亡率が年齢調整死亡率である。

特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査とは、医療保険者が40～74歳の加入者を対象とし、内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目した検査項目で実施する健診をいう。特定保健指導とは、特定健康診査の結果により、生活習慣病の発症リスクが高い者に対し、対象者が自らの課題を認識して生活習慣の改善に取り組むよう支援するものであり、リスクの程度に応じて動機づけ支援と積極的支援がある。

非感染性疾患（NCD）

世界保健機関（WHO）は、不健康な食事や運動不足、喫煙、過度の飲酒などの原因が共通しており、生活習慣の改善により予防可能な疾患をまとめて「非感染性疾患（NCD）」と位置付けている。心血管疾患、がん、糖尿病、慢性呼吸器疾患などが主なNCDである。

ロコモティブシンドローム

ロコモティブシンドローム（運動器症候群）とは、運動器の障がいによって日常生活に制限をきたし、介護・介助が必要、または、そのリスクが高い状態をいう。

リスクコミュニケーション

食品の安全性に関するリスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、情報を共有し、意見を交換すること。

関係者が会場などに集まって行う意見交換会、新たな規制の設定などの際に行う意見聴取（いわゆるパブリック・コメント）といった双方向性があるもののほか、ホームページを通じた情報発信などの一方向的なものも広い意味でのリスクコミュニケーションに関する取組に含まれる。

OSAKAしごとフィールド

就職をめざす若年者、中高年齢者、障がい者、子育て中の女性等に対し、カウンセリングやセミナー、各種イベント等の就職支援サービスを提供している。

さらに施設内に設置されたハローワークコーナーの豊富な求人情報を活用し、各利用者の早期の就職決定をめざしている。

【第3章5節】利用者支援の推進

介護サービス情報の公表制度

利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が公表する制度。介護サービス事業所は年一回直近の介護サービス情報を都道府県に報告し、都道府県は事業所から報告された内容についてインターネットで公表を行う。

介護相談員派遣等事業

市町村に登録された介護相談員が、介護サービスの提供の場を訪ね、サービス利用者の話を伺い、相談に応じる等の活動を行なうもの。本事業は、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣

を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的としている。

大阪府国民健康保険団体連合会

事務局に介護サービス苦情処理委員会を設置し、市町村において対応困難な介護サービスに対する苦情に対応している。事務局は苦情申立に対し、調査を実施し、介護サービス苦情処理委員会による審理を行い、指定サービス事業者等に、必要に応じ介護サービスの質の改善に向けた指導・助言を行う。

このほか、市町村から委託を受け、介護報酬の審査支払を行っている。

大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会

社会福祉法第83条に基づき、大阪府社会福祉協議会に設置されている委員会。福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、事情調査又はあっせん等を行う「苦情解決小委員会」と、福祉サービス利用援助事業の実施主体の事業全般の監視を行う「運営監視小委員会」の二つの小委員会で構成されている。

第三者委員

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を促進するために、福祉サービスを提供する事業所に設置された第三者的な立場にある委員。

社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士、事業所の評議員（理事は除く）、監事又は監査役等。

介護の手間

要介護認定において要介護状態区分を判断するための介護に必要な時間。

実際の介護の時間を計算するのではなく、認定調査票の基本調査から、直接生活介助（食事・排泄・移動・清潔保持）、間接生活介助、認知症関連行為、機能訓練関連行為、医療関連行為の5つの行為区分毎の時間を合計して平均的な介護の時間を推計し、そこへ、認定調査票の特記事項や主治医意見書の記載事項など基本調査には反映されない固有の「介護の手間」を介護認定審査会で加味して算出する。

基本チェックリスト

基本チェックリストとは、高齢者の生活機能を評価し、要介護状態となるリスクを予測することを目的に開発された25項目の質問票である。手段的日常生活活動（社会生活を営む上で基本となる行為）、運動機能、栄養、口腔機能、閉じこもり、認知機能、うつを、それぞれ評価するものである。

高額介護サービス費

介護保険の利用者負担が高額にならないよう、所得に応じて自己負担上限額が設けられており、自己負担（1割負担若しくは2割負担）の月額合計額が上限額を超えた分について、所得区分に応じて高額介護（介護予防）サービス費が支給される（申請が必要）。

特定入所者介護サービス費

介護保険施設への入所や短期入所サービスを利用したときの居住費（滞在費）と食費は原則自己負担となるが、所得に応じて負担限度額が設けられ、国が定める平均的な費用額（基準費用額）と負担限度額の差額が特定入所者介護サービス費として支給される。

（施設が定める費用額が基準費用額より少ない場合は、施設の定める額と負担限度額の差額）

社会福祉法人等による利用者負担軽減事業

低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減するもので、市町村民税世帯非課税者で、収入、資産等の要件を満たし市町村が生計困難と認めた方が対象となる（市町村に申請が必要）。

【第3章6節】

介護保険事業の適切な運営

自己評価

事業者が指定基準(大阪府条例)を満たした上で、さらによいサービス水準を目指して自己評価を行い、サービスの質の向上を図るとともに評価結果の公表により利用者の適切なサービス選択に資するためのもので、大阪府では、各事業所に「自主点検表」を提供している。

外部評価

認知症対応型共同生活介護事業所について、サービスの外部評価が義務付けられている。都道府県が指定する外部評価機関が、事業所が行った自己評価結果に基づき、第三者の観点から、サービスの評価を行う。外部評価結果の公表については、外部評価機関がWAM-NET(独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト)上に公表する。

なお、小規模多機能型居宅介護事業所においては外部評価が義務付けられていたが平成27年度介護報酬改定に伴いその効率化が示されている。

福祉サービス第三者評価

社会福祉法第78条第1項に基づき、福祉サービスを提供する施設・事業所のサービスの質の向上を図るため、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場から評価を行う取組み。

大都市特例

平成23年の改正で介護保険法に大都市特例が設けられ、これに伴い、地方自治法施行令の一部改正等関係政令の整備が行われた。これによって、平成24年4月から法で指定された事務について都道府県から政令市又は中核市に移譲された。

大阪府版地方分権

「大阪発”地方分権改革”の推進に向けて」(平成21年3月大阪府・市町村分権協議会とりまとめ)及び「市町村への権限移譲の推進に向けて」(平成26年3月大阪府・市町村分権協議会とりまとめ)に基づき、地方自治法の規定による市町村からの申出若しくは市町村との協議による権限移譲を進めている。

大阪府指定介護老人福祉施設等入所選考指針

施設サービスを受ける必要性の高い人が、優先的に入所できるよう施設における標準的な入所選考手続きを明らかにすることにより、透明性・公平性の確保を図ることを目的とした指針。

大阪府をはじめ保険者、施設の三者が府内共通の入所選考指針を策定し、入所基準の明確化、共通化を図っている。

介護保険財政安定化基金

保険者が通常の実行を行ってもなお生じる保険料未納や給付費の見込誤りによる財政不足について、資金の交付・貸付を行うため都道府県に設けている基金。

【第3章7節】

福祉・介護サービス基盤の充実

地域密着型サービス

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が出来る限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成18年4月の介護保険制度改正により創設されたサービス類型。市町村長が事業者の指定・指導監督を行うとともに、利用者は原則として所在市町村の住民(被保険者)である。

個室ユニット型施設

個室ユニット型施設は、個室及び共同生活室により一体的に構成される場所（以下ユニットという）でユニット毎に配置されたスタッフにより、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行う施設。

